

# 久留米市における 介護保険サービス提供事業所の状況

平成26年11月5日

久留米市 健康福祉部 介護保険課

1 施設・居住系サービス

平成26年10月1日現在

サービスの種類	サービスの内容	対象者	事業所数	定員数	第5期計画期間中における新規開設数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が入所して、食事や排泄などの日常生活上の介護や、身の回りの世話を受けます。	要介護1以上 (H27.4.1以降の入所者は原則要介護3以上)	9	560	0
介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを受けます。	要介護1以上	7 (8)	640 (700)	(1)
介護療養型医療施設	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための医療施設です。	要介護1以上	5	223	0
☆ 地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設です。常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けます。	要介護1以上	12	305	5
☆ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者が、少人数(5~9人)で共同生活を送りながら、家庭的な雰囲気の中で介護や身の回りの世話を受けます。	要支援2以上	47	810	0
【介護専用型】 特定施設入居者生活介護	介護保険の事業者指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどで生活しながら介護を受けます。	要介護1以上	1	30	0
【混合型】 特定施設入居者生活介護	介護保険の事業者指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどで生活しながら介護を受けます。	要支援1以上 給付の対象外として自立の人も入居可	12	475	0
☆ 地域密着型特定施設	介護保険の事業者指定を受けた小規模(定員29人以下)な有料老人ホームや軽費老人ホームなどで生活しながら介護を受けます。	要介護1以上	0	0	0

☆印のサービスは、地域密着型サービスといい、久留米市内にある事業所は、久留米市の被保険者しか利用できません。

2 在宅サービス

平成26年10月1日現在

サービスの種類	サービスの内容	対象者	事業所数	第5期計画期間中における新規開設数
訪問介護	自宅に訪問するホームヘルパーから、食事や排泄など日常生活上の介護や、調理や洗濯等の生活援助を受けます。	要支援1以上	87	14
訪問入浴介護	自宅に訪問する介護職員と看護職員から、持ち込まれた浴槽で入浴介助を受けます。	要支援1以上	5	0
★ 訪問看護	自宅を訪問する看護師などから、療養上の世話や診療の補助を受けます。	要支援1以上	30	5
★ 訪問リハビリテーション	自宅を訪問する理学療法士や作業療法士、言語聴覚士からリハビリテーションを受けます。	要支援1以上	1	0
通所介護	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで受けます。	要支援1以上	114	38
★ 通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関などで食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けます。	要支援1以上	11	4
短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練を受けます。	要支援1以上	27	7
短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所し、医学的管理のもと、療養上の世話や日常生活上の介護、機能訓練を受けます。	要支援1以上	11	1
☆ 夜間対応型訪問介護	夜間に、ホームヘルパーが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や身の回りの世話を行います。	要介護1以上	0	0

サービスの種類	サービスの内容	対象者	事業所数	第5期計画期間中における新規開設数
☆ 認知症対応型通所介護	家庭的な雰囲気の中で認知症高齢者に配慮した介護や機能訓練を日帰りで受けます。	要支援1以上	13	4
☆ 小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問や泊まりを組み合わせたサービスを同一の事業所から受けます。	要支援1以上	38	11
☆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により、ホームヘルパーや看護師に自宅を訪問してもらい、介護や療養上の世話を受けます。	要介護1以上	4	4
☆ 複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・泊まりにおいて医療・看護のケアを受けます。	要介護1以上	4	4
福祉用具貸与	自宅における日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を受けます。	要支援1以上 ※品目によっては、要介護2以上などに限定されているものがあります。	23	3
特定福祉用具販売	介護保険の指定を受けた事業所から、自宅において入浴や排泄時に使用する福祉用具を購入した場合、費用の9割が介護保険から支給されます。	要支援1以上	22	3
居宅介護支援	居宅介護サービス等を適切に利用できるように、利用者の心身の状況や環境、本人の希望などをもとに、ケアプランを作成し、サービス提供事業所との連絡調整を行います。	要介護1以上	103	27

☆印のサービスは、地域密着型サービスといい、久留米市内にある事業所は、久留米市の被保険者しか利用できません。

★印のサービスは、健康保険法の保険医療機関に指定された医療機関は、介護保険法による医療系サービスの事業者として指定をされたものとみなされます(これを「みなし指定」といいます。)みなし指定の医療機関は、改めて介護保険法の指定を受けなくてもサービスを提供することができます。この表では、みなし指定の事業所数は含んでいません。